

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成23年5月6日(2011.5.6)

【公表番号】特表2010-525448(P2010-525448A)

【公表日】平成22年7月22日(2010.7.22)

【年通号数】公開・登録公報2010-029

【出願番号】特願2010-504132(P2010-504132)

【国際特許分類】

G 06 F 21/20 (2006.01)

H 04 L 9/32 (2006.01)

【F I】

G 06 F 15/00 3 3 0 B

H 04 L 9/00 6 7 3 A

H 04 L 9/00 6 7 3 D

【手続補正書】

【提出日】平成23年3月15日(2011.3.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

保護されたウェブサービスリソース(106)へのアクセスを制御するウェブサービスコンピュータシステム(104)であって、

通信ネットワーク(110)を経由して通信を行う通信装置(612)と、

前記通信装置(612)に通信接続されたプロセッサ(602)と、

コンピュータ実行可能命令を格納したメモリ(604)であって、前記コンピュータ実行可能命令が前記プロセッサ(602)によって実行されるときに、前記ウェブサービスコンピュータシステム(104)に、前記保護されたウェブサービスリソース(106)へのアクセスを制御する方法を実行させ、前記方法は、

— (i) 前記通信ネットワーク(110)を通じてクライアントコンピュータシステム(102)から前記保護されたウェブサービスリソース(106)にアクセスする第1のリクエストを受信するステップと、

— (ii) 第1の要因に従って前記クライアントコンピュータシステム(102)が認証されたと判定するステップと、

— (iii) 前記第1の要因に従った認証に基づいて、前記第1のリクエストに、前記保護されたウェブサービスリソース(106)にアクセスするのを許可するステップと、

— (iv) 前記通信ネットワーク(110)を通じて前記クライアントコンピュータシステム(102)から前記保護されたウェブサービスリソース(106)にアクセスする第2のリクエストを受信するステップと、

— (v) 前記第2のリクエストを許可するには不十分となる前記第1の要因に従った前記認証に基づいて、前記クライアントコンピュータシステムを第2の要因に従って認証する必要があると判定するステップと、

— (vi) 前記第2の要因に従って前記クライアントコンピュータシステム(102)が認証されたと判定するステップと、

— (vii) 前記第2の要因に従った認証に基づいて、前記保護されたウェブサービスリソース(106)にアクセスする前記第2のリクエストを許可するステップと

を備える、メモリ(604)と  
を備えることを特徴とするウェブサービスコンピュータシステム(104)。

#### 【請求項2】

前記第1の要因は、パスワード、セキュリティクエスチョンの回答、生体識別子、オブジェクト、およびクライアント特定情報を備えたグループから選択されることを特徴とする請求項1に記載のウェブサービスコンピュータシステム。

#### 【請求項3】

前記第2の要因は、前記第1の要因とは異なることを特徴とする請求項1に記載のウェブサービスコンピュータシステム。

#### 【請求項4】

前記方法は、

前記クライアントコンピュータシステムが前記第1の要因に従って認証サービスコンピュータシステムによって認証された後に、前記クライアントコンピュータシステムから第1の認証トークンを受信するステップ、および

前記第1の認証トークンを用いて、前記クライアントコンピュータシステムが前記第1の要因に従って認証されたと判定するステップ

をさらに備えることを特徴とする請求項1に記載のウェブサービスコンピュータシステム。

#### 【請求項5】

前記クライアントコンピュータシステムが認証されたと判定するステップは、

前記認証サービスコンピュータシステムの公開キーを用いて前記第1の認証トークンを復号するステップと、

前記第1の認証トークンの前記認証サービスコンピュータシステムによって行われた申告がアクセスの条件を満たすと判定するステップと

を備えることを特徴とする請求項4に記載のウェブサービスコンピュータシステム。

#### 【請求項6】

前記クライアントコンピュータシステムを第2の要因に従って認証する必要があると判定するステップは、前記クライアントコンピュータシステムを前記第2の要因に従って認証される認証サービスコンピュータシステムに導くメッセージを前記クライアントコンピュータシステムに送信するステップを備えることを特徴とする請求項1に記載のウェブサービスコンピュータシステム。

#### 【請求項7】

前記クライアントコンピュータシステムが第2の要因に従って認証されたと判定するステップは、前記第2の要因に従って前記認証サービスコンピュータシステムによって認証された後に、前記クライアントコンピュータシステムから認証トークンを受信するステップを備えることを特徴とする請求項6に記載のウェブサービスコンピュータシステム。

#### 【請求項8】

前記第2のリクエストに、前記保護されたウェブサービスリソースにアクセスするのを許可するステップは、認証トークンの評価に基づくことを特徴とする請求項6に記載のウェブサービスコンピュータシステム。

#### 【請求項9】

ウェブサービスコンピュータシステム(104)がクライアントコンピュータシステム(102)に保護されたウェブサービスリソース(106)へのアクセスを認証する方法であって、

(i) 認証される前記クライアントコンピュータシステム(102)から前記保護されたウェブサービスリソース(106)にアクセスするリクエスト(516)を受信するステップと、

(ii) 身元の確認のためのチャレンジメッセージ(518)を前記クライアントコンピュータシステム(102)に送信するステップと、

(iii) 前記クライアントコンピュータシステム(102)から前記チャレンジメッ

セージ(518)に対する確認応答(520)を受信するステップと、

(i v)前記確認応答が、所定の基準に合うと判定するステップと、

(v)前記リクエストを許可するには、前記チャレンジメッセージ(518)、前記確認応答(520)、および前記所定の基準を用いた(i i)から(i v)までの認証が十分ではなく、認証される前記リクエストが、追加的な認証を要求すると判定するステップと、

(v i)第2のチャレンジメッセージ(522)、第2の確認応答(524)、および第2の所定の基準を用いて(i i)から(i v)までを繰り返して前記追加的な認証を行うステップと、

(v i i)認証メッセージ(530)を前記クライアントコンピュータシステム(102)に送信するステップと

を備えることを特徴とする方法。

#### 【請求項10】

認証される前記リクエストが追加的な認証を要求すると判定するステップは、前記リクエストからのデータを読み出すステップ、および前記リクエストからの前記データを、前記チャレンジメッセージと関連付けられた認証レベルと比較するステップを備えることを特徴とする請求項9に記載の方法。

#### 【請求項11】

前記認証メッセージを前記クライアントコンピュータシステムに送信するステップは、認証トークンを前記クライアントコンピュータシステムに送信するステップを備えることを特徴とする請求項9に記載の方法。

#### 【請求項12】

前記認証トークンは、前記クライアントコンピュータシステムを認証するのに用いられた要因に関連する認証サービスコンピュータシステムからの申告を含むことを特徴とする請求項11に記載の方法。

#### 【請求項13】

前記認証メッセージを前記クライアントコンピュータシステムに送信する前に、第3のチャレンジメッセージ、第3の確認応答、および第3の所定の基準を用いて(i i)から(i v)までを繰り返すステップをさらに備えることを特徴とする請求項9に記載の方法。

#### 【請求項14】

ウェブサービスコンピュータ(104)に保護されたウェブサービスリソース(106)へのアクセスを制御する方法を実行させるためのコンピュータ実行可能命令を記録したコンピュータ読み取り可能な記憶媒体(608)であって、前記方法は、

クライアントコンピュータシステム(102)から、前記保護されたウェブサービスリソース(106)を特定するリクエスト(512)を受信するステップと、

認証サービスコンピュータシステム(108)に認証を要求する応答(514)を前記クライアントコンピュータシステム(102)に送信するステップと、

前記認証サービスコンピュータシステム(108)から認証された後に、前記クライアントコンピュータシステム(102)から認証(532)を受信するステップと、

前記認証が、前記リクエストを許可するのに十分であるかどうかを判定するステップと、

前記認証が十分である場合、前記リクエストを許可するステップと、

前記認証が前記リクエストを許可するのに十分ではない場合、前記リクエストを拒否するステップと

を備えることを特徴とするコンピュータ読み取り可能な記憶媒体。

#### 【請求項15】

前記認証は、認証トークンであることを特徴とする請求項14に記載のコンピュータ読み取り可能な記憶媒体。

#### 【請求項16】

前記認証トークンは、公開キー暗号化を用いて暗号化されることを特徴とする請求項15に記載のコンピュータ読み取り可能な記憶媒体。

【請求項17】

前記方法は、前記認証が十分である場合、前記リクエストを許可した後に前記ウェブサービスコンピュータシステムの前記保護されたウェブサービスリソースへのアクセスを許可するステップをさらに備えることを特徴とする請求項14に記載のコンピュータ読み取り可能な記憶媒体。

【請求項18】

前記リクエストを拒否するステップは、前記拒否を、メッセージを用いて前記クライアントコンピュータシステムに送るステップを備え、前記メッセージは、前記クライアントコンピュータシステムを認証するように構成された前記認証サービスコンピュータシステムについての情報を含むことを特徴とする請求項14に記載のコンピュータ読み取り可能な記憶媒体。

【請求項19】

前記方法は、

前記ウェブサービスコンピュータシステムの前記保護されたウェブサービスリソースを特定する第2のリクエストを前記クライアントコンピュータシステムから受信するステップであって、前記第2のリクエストが前記認証を含む、ステップと、

前記認証が前記第2のリクエストを許可するのに十分であるかどうかを判定するステップと、

前記認証が前記第2のリクエストを許可するのに十分である場合、前記第2のリクエストを許可するステップと、

前記認証が前記第2のリクエストを許可するのに十分ではない場合、前記第2のリクエストを拒否するステップと

をさらに備えることを特徴とする請求項14に記載のコンピュータ読み取り可能な記憶媒体。

【請求項20】

前記リクエストを拒否するステップは、Simple Object Access Protocolに従ってフォルトメッセージを送信するステップを備え、認証を受信するステップは、Web Services Trust仕様書に従ってWeb Services Trust Request Security Token Response Messageを受信するステップを備えることを特徴とする請求項14に記載のコンピュータ読み取り可能な記憶媒体。